



かまがや 消費生活 センターだより



〈平成 29 年 8 月発行〉

発行元

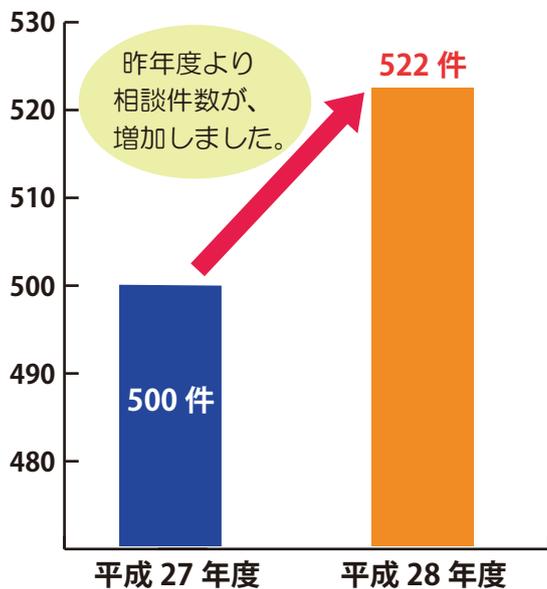
鎌ヶ谷市消費生活センター

TEL: 047-445-1246

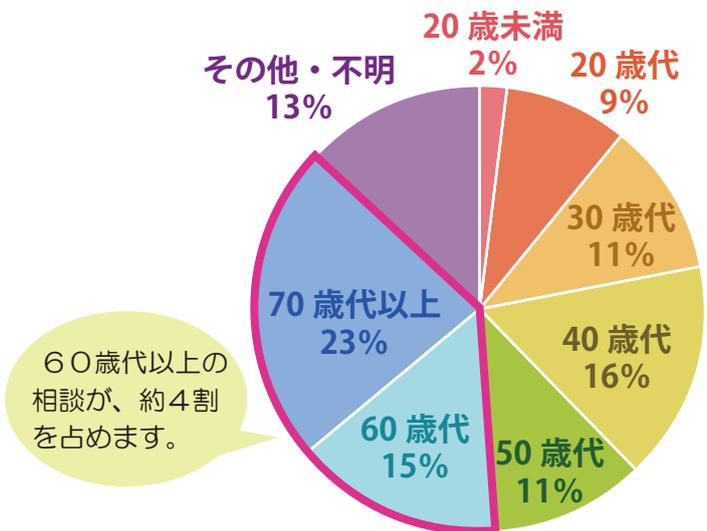
※予約優先

平成 28 年度鎌ヶ谷市消費生活センターの相談概要

相談件数の年度推移



契約当事者の年代別割合



相談の多い商品・役務

順位	商品・役務名
1	アダルト情報サイト
2	デジタルコンテンツ
3	他のデジタルコンテンツ
4	商品一般
5	光ファイバー
6	フリーローン・サラ金
7	賃貸アパート
8	携帯電話サービス
9	他の健康食品
10	屋根工事

インターネット関連の相談が上位を占めました。最も多い相談は、「アダルト情報サイト」で、次いで多い相談が「デジタルコンテンツ」（インターネット上で提供する情報）です。ワンクリック請求や、“有料サイトの料金が未納”とメールやショートメッセージが届き、コンビニで電子マネーを購入させ支払わせる詐欺的な商法で、全年代層からも相談が寄せられています。

また、「光ファイバー」「携帯電話サービス」など、通信契約の相談も多く、情報化社会の時代を反映したものとなっています。



裏面は消費者教育

子どものオンラインゲームの課金にご注意ください！

無料だと思ってダウンロードしたオンラインゲームで子どもが知らない間に、親のクレジットカードの番号を入力し、アイテムを多数購入してしまい、クレジット会社から高額な請求書が届いたというご相談が寄せられています。



子どものオンラインゲームの課金のルールを決めて遊びましょう

- 子どもはアイテム欲しさに課金してしまうことも！
子どもが遊んでいるゲームの仕組みや内容を、子どもと一緒に確認しましょう。
- 保護者のタブレット端末やスマートフォンを使わせる場合には、親の目の届くところで行いましょう。
- クレジットカードや、ゲームサイトのID・パスワードは厳重に管理しましょう。
- 親子で話し合っ、ネットやゲームを利用する際のルールを決めましょう。
- フィルタリングやペアレンタルコントロールの設定をしましょう。

知っていますか？消費者教育推進法（消費者教育の推進に関する法律）

この法律は消費者の自立を支援するために行われる消費者生活に関する教育や啓発活動について定義し、「消費者市民社会」が提唱されました。

消費者市民社会とは

消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をさします。
一人一人の消費者が、周りの人々や将来に向けて地球環境まで考えて、自立した適切な社会行動をとっていくことが求められます。

消費生活に関する知識を習得し、適切な消費行動に結びつける実践的能力

主体的に消費者市民社会の形成に参画にその発展に寄与する

消費生活に関する知識を学び、消費者が主体的に、社会に参加することが大切です。

消費者教育

幼児期から高齢者まで段階特性に配慮して体系的に教育を受ける

学校・地域・家庭・職域の特性に応じた適切な方法により効果的に行う



悪質商法から身を守る

消費生活出前学習会

テーマ 「悪質商法と被害発見のポイント」「ネットトラブル対処法」など

開催時間 原則、平日の午前10時から午後4時の1～2時間程度

開催場所 みなさまのところに outward

費用 無料

詳しくは、消費生活センター **047-445-1240** へお問い合わせを

何かお困りの時は、お気軽に鎌ヶ谷市消費生活センターまでご相談ください。

TEL:047-445-1246

月曜日～金曜日
10:00～12:00
13:00～16:00

※土日祝日・年末年始
閉庁日は除く